

## 議案第 5 2 号

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年北名古屋市  
条例第 7 6 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、図書館法の改正に伴い、本条例の一部を改める  
ため必要があるからである。

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「とする」を「とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する」に改める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。